

## 平成28年度4月（第1回）光市教育委員会会議の要旨

### 1 開催日時

平成28年4月22日（金） 午後2時00分～午後3時30分

### 2 場 所

光市教育委員会2階会議室

### 3 出席委員

永岡委員長、河村委員、寺崎委員、中西委員、能美教育長

### 4 事務局

蔵下教育部長、和田学校教育課長、奥屋学校教育課主幹、弘文化・社会教育課長兼人権教育課長、穂山図書館長、呉橋学校給食センター所長、太田教育総務課長、三好体育係長、影土井経理係長

### 5 教育長報告

山口県市教育委員会協議会総会について

### 6 議 事

#### (1) 議案及び報告

※議案第1号及び第2号は関連があることから、一括して審議。

ア 議案第1号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の制定について

議案第2号 第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱の制定  
について

#### (ア) 概 要

現行の光市子どもの読書活動推進計画の実施及び次期推進計画の策定にあたり、庁内関係所管の職員で構成する庁内委員会を設置するため、また、第三次光市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、教育や読書活動の関係者で構成する懇話会を設置するため、本案を提出。

#### (イ) 内 容

概要のとおり、必要な要綱等を制定するもの。

#### (ウ) 主な意見や質疑

##### ① 意 見

光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱第3条の規定に「次に掲げる課等の職員」とあるが、どういう役職の職員を想定しているか。

##### ② 回 答

掲載の各課より、係長級職員の参画を想定している。

##### ① 意 見

第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱第5条に規定する会長及び副会長はどなたを想定されているか。

② 回 答

第5条の規定に基づき、任命された委員の互選により決定されるものと考えている。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第3号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市立図書館条例に基づき図書館協議会委員を任命するため、本案を提出。

(イ) 内 容

任期満了に伴い、光市立図書館条例に基づき、8名の委員を任命するため。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 報告第1号 平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）について

(ア) 概 要

平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

学校給食センター解体工事の減額については、次年度予算に再計上されているものか。

② 回 答

改めて、平成28年度予算に再計上している。

エ 報告第2号 平成28年第1回光市議会定例会一般質問要旨について

(ア) 概 要

平成28年第1回光市議会定例会一般質問要旨について、教育長より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

「当面する公共施設の再配置・再編の取組みについて」における施設としての再配置・再編については、改めてどのようにお考えか。

② 回 答

本年度より「光市立学校の将来の在り方検討会議」を設置し、将来的な学校の在り方について議論していきたい。

① 意見

光市立学校の将来の在り方検討会議でまとめられた内容については、どちらに報告される予定か。

② 回答

教育委員会会議をはじめ市議会にも報告したいと考えている。

オ 報告第3号 光市勤労青少年ホームの廃止について

(ア) 概要

光市勤労青少年ホームの廃止について、事務局より報告。

(イ) 内容

施設の老朽化をはじめ勤労青少年の利用の減少等に伴い、施設の廃止に向けた方針、方向性について、事務局より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

当該施設は、市の避難所等に指定されているか。

② 回答

避難所等には指定されていない。

① 意見

施設内のテニスコートの利用については、青少年等の利用が多いように見受けられるが、今後の方向性をどのように考えているか。

② 回答

テニスコートについても廃止の予定としているが、今後の説明会等での意見を踏まえ、最終的に判断していきたいと考えている。

カ 報告第4号 学校給食危機管理マニュアルの策定について

(ア) 概要

学校給食危機管理マニュアルについて、事務局より報告。

(イ) 内容

学校給食危機管理マニュアルを策定した内容、経緯について、事務局より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

「ゴキブリ等の衛生害虫」と記載があるが、ゴキブリ以外の衛生害虫については、どのような対処を考えているか。

② 回答

衛生害虫と目される害虫については、同様の手順で対応することになっている。

① 意見

記者発表について、いわゆる故意による事案の発生が疑われる場合についても、同様の対応をお考えか。

② 回答

事実確認ができた内容については、記者発表していく予定にしている。

① 意見

「事故防止対策」として、例えば、職員の安全意識の向上を図るため、無災害日数〇日目といった掲示をするなど、具体的な取組みはされているか。

② 回答

調理場の出入口に啓発用のポスターを掲示するなど、調理員の意識の啓発に努めている。

キ 報告第5号 光市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部改正について

(ア) 概要

光市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内容

公民館が廃止され全ての公民館がコミュニティーセンターに移行されたことに伴い、6つの規則を一部改正したことについて報告するもの。

ク 報告第6号 光市公民館条例施行規則の廃止について

(ア) 概要

光市公民館条例施行規則の廃止について、事務局より報告。

(イ) 内容

公民館が廃止され全ての公民館がコミュニティーセンターに移行されたことに伴い、光市公民館条例施行規則の廃止について報告するもの。

ケ 報告第7号 光市勤労者体育センター条例施行規則等の一部改正について

(ア) 概要

光市勤労者体育センター条例施行規則等の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内容

公民館が廃止され全ての公民館がコミュニティーセンターに移行されたことに伴い、3つの規則を一部改正したことについて報告するもの。

コ 報告第8号 光市立図書館条例施行規則の一部改正について

(ア) 概要

光市立図書館条例施行規則の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

光市コミュニティセンター条例の制定及び改正、並びに図書館システムの更新に伴い、光市図書館条例施行規則の一部を改正したことについて報告するもの。

サ 報告第9号 光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内 容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に規定する「教育委員会事務の点検評価」を行うにあたり、「光市教育委員会事務評価委員会設置条例」第3条の規定に基づき、3名の委員を委嘱することについて報告するもの。

シ 報告第10号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概 要

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内 容

人事異動等により平成28年4月中に委員の変更のあった8校（室積小学校、島田小学校、周防小学校、三輪小学校、室積中学校、光井中学校、浅江中学校及び大和中学校）について報告するもの。

ス 報告第11号 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく光市特定事業主行動計画の策定について

(ア) 概 要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく光市特定事業主行動計画の策定について、事務局より報告。

(イ) 内 容

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第1項の規定に基づき、職業生活を営み、また営もうとする女性に対し、職業生活に関する機会の積極的な提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等を計画的かつ着実に推進するために策定した本計画について報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

男性職員における配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得には、難しい現実があると思うが、計画に掲げる80%以上の目標達成をぜひ目指していただきたい。

② 回 答

育児休暇等については、全ての女性職員が取得しているが、男性職員の育児参加のための休暇の取得がなかなか進まない現状である。本計画に基づき、女性が社会で活躍できる環境の整備に向けた体制づくりが必要と考えている。

① 意 見

男性が育児休暇等を取りづらい現状があると思う。社会全体における意識改革が必要である。

② 回 答

市では、職員がパソコン上で閲覧できる掲示板等に休暇の取得状況等掲載するなど、今後も情報発信が必要である。

① 意 見

計画には、「制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にすることを目指します。」とあるが、現在の取得割合はどの程度か。

② 回 答

育児参加のための休暇を取得した男性職員は、平成27年度の実績では該当がなかった。

① 意 見

80%以上の取得割合を目指すため、今後、どのような方法を考えているか。

② 回 答

全庁的な制度のPRに加え、出産等の届出の際に、個別に周知を図るなど、休暇の取得を促していくことが必要になる。

① 意 見

学校現場では、女性教職員が育休等を取得した場合、代替教職員等が配置されると思う。行政職の場合も臨時職員等が配置されるのか。

② 回 答

職員が育休等を取得した場合、代替職員等が配置されるが、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇については、職場状況にもよるが、休暇期間が極めて短いこともあり、臨時職員の配置等は特には行われていない。

① 意 見

教員及び学校職員も本計画の対象者となるか。

② 回 答

教職員は県費負担職員である。現在、県においても同様の計画が策定段階にあり、任命権者が県教委でもあることから、その計画が適用されることになる。

① 意見

本計画に逆行することになるが、学校現場において男性教職員の多くが休暇等  
を取得した場合、学校運営上、支障をきたすことにならないか。

② 回答

県においても男性が育児に積極的に参加する、参加できる職場環境の改善を  
目指している。学校現場においても、そうした環境改善を図っていればと考えて  
いる。

セ 報告第12号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より報告。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった7名を承認したことについて報告するもの。